

社会保険 いばらき

7

育児休業期間中の標準報酬月額について

2012 July
NO.408

- 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の決定について
- 高額療養費給付について
- 限度額認定証をご利用ください。



「スカシユリの浜」(撮影・大竹海岸)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

育児休業期間中の 保険料・標準報酬月額

育児・介護休業法による育児休業等の期間については、申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。また育児休業等を終了したときに、3歳未満の子を養育している被保険者の報酬が低下した場合には標準報酬月額の改定が行われます。



育児休業等取得者申出書 により保険料を免除

育児休業等（育児休業および育児休業に準じる休業）期間については、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料（被保険者及び事業主負担分）が免除されます。

免除となるのは、「育児休業を開始した日の属する月」から、「その育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までの期間です。なお、労働基準法の産後休業期間は育児休業等にはあたりません。

※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

❖ 手続き

「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を管轄の年金事務所へ提出してください。



育児休業等を終了した際の 標準報酬月額の改定

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業等を終了したときに育児等を理由に報酬が低下した場合などは、随時改定の要件に該当しなくても、事業主を経由して申出をすることにより、育児休業終了日の翌日の月以後3カ月間にうけた報酬の平均額をもとに、4カ月目から標準報酬月額の

改定を行います。この改定により復帰後の報酬を反映させた保険料負担になります。

❖ 手続き

被保険者は、事業主を通じて「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を管轄の年金事務所へ提出してください。



養育期間の従前標準報酬 月額みなし措置

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者の申出により、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響

しないように、従前の標準報酬月額をその養育期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。この場合の保険料は、実際の低い標準報酬月額に応じた負担になります。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。



❖ 手続き

被保険者は、事業主を通じて「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を管轄の年金事務所へ提出してください。

なお、申出には子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができきる書類（戸籍抄本等）と、申出者が子を養育することになった日を証明する書類（住民票の写し等）を添付してください。

退職後継続再雇用された方の 標準報酬月額決定方法について

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続再雇用された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定されます。

※退職後継続再雇用とは…一日も空くことなく同じ会社に再雇用されることを言います。

※高齢者の継続雇用を支援するため、取り扱い対象を定年の場合だけでなく、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が退職後継続再雇用される全てのケース(下図参照)が対象となります。

【再雇用された月から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額が決定できる】対象の方
※年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方

定年制の**ある**会社

定年制の**ない**会社

定年に達する前に退職して、
継続再雇用される場合

新たに対象となる方

これまでの対象の方

定年退職し、継続再雇用となる場合

定年制のない会社で退職後、
再雇用される場合

※届出が必要です

被保険者資格喪失届

添付書類

就業規則または退職者辞令か事業主の証明

+

被保険者資格取得届

添付書類

再雇用時の雇用契約書または事業主の証明等

ご注意ください

- 年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続再雇用され、再雇用の最初の月から給与変動に対応した標準報酬月額の扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時にご提出いただく必要があります。(なお、厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所である場合には、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。)
- 被保険者資格取得届には、**新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)**を添付していただく必要があります。
- 健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに傷病手当金の計算を行いますので、ご注意ください。

◇詳細につきましては、お近くの年金事務所へお問い合わせください◇

！ 限度額適用認定証をご利用ください

高額な医療費がかかった場合は、申請により自己負担限度額を超えた額が払い戻されますが、70歳未満の方が療養を受ける場合には、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することで、窓口負担が自己負担限度額までとなります。「認定証」は申請により交付されますので、「限度額適用認定申請書」に健康保険証のコピーを添付して、協会けんぽまで申請してください。

※平成24年4月1日から入院と同様に、70歳未満の加入者が外来診療を受けてお支払いが高額になる場合についてもご利用いただけるようになりました。

※70歳から74歳までの方は、健康保険証と高齢受給者証を保険医療機関窓口へ提示してください。（認定証の申請は必要ありません。）

※市町村民税非課税者等低所得の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に健康保険証のコピーと非課税証明書を添付して申請してください。

★どれくらい負担が減るの？

計算例

被保険者区分：一般 総医療費：100万円 窓口負担割合：3割

限度額認定証を提示しない場合

300,000円を負担【1,000,000円×3割】

●後日、高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、212,570円が払い戻されます。

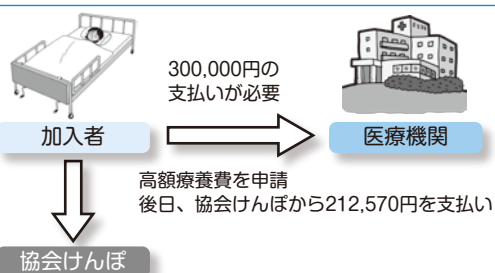
限度額認定証を提示した場合

87,430円を負担【80,100円+（1,000,000円－267,000円）×1%】

●高額療養費の払い戻し分（212,570円）が保険医療機関窓口で清算されるため、支払時の負担が減り、高額療養費の申請が不要になります。

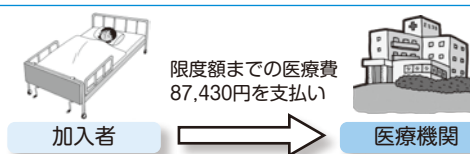
●認定証未使用時イメージ

限度額認定証を使わなかった場合



●認定証使用時イメージ

限度額認定証を使った場合



●「健康保険限度額適用認定証」の発行を受けるには

「健康保険限度額適用認定申請書」を管轄の全国健康保険協会各支部に提出する必要があります。なお、申請書は協会けんぽホームページからも取得できます。（ホームページアドレス <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）

●受診の際には

医療機関の窓口健康保険証と一緒に「健康保険限度額適用認定証」を提示ください。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

お問い合わせ：業務グループ

☎ 029-303-1500（代表）

☎ 029-303-1582（直通）



医療費が高額になったときの給付 高額療養費

1 窓口負担額が限度額を超えたときに支給されます

医療機関で1ヵ月に窓口で支払った医療費（自己負担額・②参照）が一定の金額（自己負担限度額・③参照）を超えたときは、申請により、超えた分が高額療養費として払い戻されます。医療機関から支払いに必要な情報（診療報酬明細書）が届いてからの審査となるため、**払い戻しには診療月から3ヵ月以上かかります**ので、ご了承ください。

窓口負担額（総医療費の3割～1割）		
自己負担限度額	高額療養費	保険者負担額 （総医療費の7割～9割）
総医療費		

2 高額療養費の対象となる医療費（自己負担額）

高額療養費を計算する際の医療費（自己負担額）は、医療機関から提出された診療報酬明細書（レセプト）に基づいたものとなり、下表「窓口負担額の計算」①～⑤ごとに合計額を算出します。そして同一世帯（ご本人とその被扶養者の方）で、70歳未満の方の21,000円以上のものを合算した額となります。（70歳以上の方はすべての金額を合算します。）

窓口負担額の計算

- ①一人ずつ暦月（月の1日から末日まで）ごと
- ②医療機関ごと
- ③同じ医療機関でも内科と歯科は別に計算
- ④同じ医療機関でも入院・外来は別に計算
- ⑤旧総合病院の外来は診療科ごと（平成22年3月まで）
- ⑥入院時の食事代や、差額ベッド代のような保険診療対象外の負担等、高額療養費の計算対象とならない負担もあります

3 自己負担限度額

●70歳未満の方

自己負担限度額は、被保険者の所得区分によって3つに分かれます。また、過去12ヵ月に高額療養費の支給が3回以上あった場合は**多数該当**となり、自己負担限度額が軽減されます。

被保険者所得区分	自己負担限度額	多数該当
①上位所得者（標準報酬月額53万円以上の方）	150,000円+（かかった総医療費－500,000円）×1%	83,400円
②一般（①及び③以外の方）	80,100円+（かかった総医療費－267,000円）×1%	44,400円
③低所得者（市町村民税の非課税者等）	35,400円（定額）	24,600円

●70～74歳の方（高齢受給者）

70～74歳の方の自己負担限度額は、所得区分が4段階に設定され、外来と世帯単位に分けられています。外来の負担額は、医療機関や金額を問わず、すべての負担分を合算して計算します。入院時の窓口負担は、あらかじめ世帯単位の限度額までとされています。

被保険者所得区分		自己負担限度額	
		外来 （個人ごと・定額）	世帯単位（入院を含む）
①現役並み所得者 （標準報酬月額28万円以上の方）		44,400円	80,100円+（かかった総医療費－267,000円）×1% （多数該当＝44,400円）
②一般（①及び③以外の方）		12,000円	44,400円（定額）
③低所得者	Ⅱ（市町村民税の非課税者等）	8,000円	24,600円（定額）
	Ⅰ（所得が一定基準以下の方等）		15,000円（定額）

4 高額療養費の支給額

自己負担額のうち、自己負担限度額を超えた金額が支給額となります。

なお、70歳未満の方と70歳以上の方（高齢受給者）が同一世帯にいる場合は、まず高齢受給者のみの支給額を計算し、なお残る自己負担額と、70歳未満の方の自己負担額を合算して計算します。

一般財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

第152回理事会、評議員会において、平成24年度の一般財団法人茨城県社会保険協会事業計画について審議され成立しましたので報告いたします。

I 事業計画

〈健康づくり事業〉

- 健康運動指導士、管理栄養士等を事業所へ派遣し、職場の健康づくりや体力づくりの指導講習会及び健康相談の実施。
- 健康ウォーキングを開催し、健康増進を図る。
- トレーニング施設と契約し、体力づくりを奨励し健康増進を図る。
- 契約保養施設と契約し、冬季の健康増進を奨励する。

〈保健施設事業〉

- 被保険者及び家族の保養を目的として、契約保養施設と契約し、利用のあっせんを行う。
- 被保険者及び家族の心と体の健康保持を目的として、各種補助事業を実施する。

〈年金セミナー・健康管理講座の開催〉

被保険者の退職後に向けた年金制度及び健康管理に関する講習会を開催する。

〈社会保険制度の普及宣伝〉

- 広報誌「社会保険いばらき」を発行し、事業主及び被保険者等に社会保険制度の普及や協会事業の周知を図る。
- 社会保険事務講習会及び年金委員・健康保険委員研修会等に冊子等を配布し、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

II 年間スケジュール

平成24年度事業計画に基づく、年間スケジュールは下記のとおりです。

事業内容、申込方法など詳細については、各事業実施前にご案内申し上げます。

社会保険制度普及啓発事業			健康づくり事業			
	社会保険いばらき 発行・配布	年金セミナー 健康管理講座開催	健康づくり講習会	健康ウォーキング 開催	トレーニング 施設利用	契約保養施設 利用補助
4月	発行		申込により 全会員対象			申込により 全会員対象
5月	発行・配布 (実務冊子同封) (補助事業案内同封)					
6月	発行					
7月	発行					
8月	発行・配布 (補助事業案内同封)	11月開催通知発送				
9月	発行					
10月	発行			軽井沢散策		
11月	発行・配布	水戸・土浦 日立 会場 (2月開催通知発送)			全支部 会員	
12月	発行					
1月	発行・配布					
2月	発行	取手・水戸 つくば 会場				
3月	発行・配布					

※「社会保険いばらき」発行月は、茨城県社会保険協会ホームページに掲載

※「社会保険いばらき」配布月は、全会員事業所へ配布

保健施設事業						
	潮干狩り 利用補助	夏季プール 利用補助	ゆり園 利用補助	果物狩り 利用補助	東京ディズニー リゾート 入園補助	室内楽のタペ
4月	全会員					
5月						
6月						
7月						
8月		全会員	全会員		全会員 (補助券交付は 抽選にて決定)	
9月						
10月				全会員		筑西市にて開催 (下館支部会員)
11月						
12月						
1月						
2月						
3月	全会員					

※一般財団法人茨城県社会保険協会の事業計画は先に配布した「社会保険協会のご案内」及び茨城県社会保険協会ホームページをご覧ください。